

子どものいじめ防止基本方針

基本理念

いじめ防止活動に取り組み、安心して楽しく学べる学校づくりをする。

いじめ防止活動に取り組み、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりをする。

いじめ防止活動に取り組み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりをする。

目 次

1	いじめの防止についての基本的な考え方	…… 1
	(1) いじめに対する基本的な認識	
	(2) いじめに対する基本姿勢	
	(3) 育てたい児童の力と教師の役割	
2	いじめ防止対策組織について	
	(1) 組織の名称	
	(2) 構成員	
	(3) 組織図	…… 2
	(4) 組織の役割	
3	いじめの防止等に関する具体的な取組について	
	(1) いじめの未然防止の取組	
	(2) いじめの早期発見の取組	…… 3
	(3) いじめに対する措置	…… 4
4	重大事態への対応について	
5	学校の取組に対する検証・見直しについて	
6	その他	
	(1) 保護者・地域への啓発	
	(2) 校内研修活動	
7	資 料	
	資料1 重大事態対応フロー図	…… 5
	資料2 学校の取組の検証・見直しと年間計画	…… 6

東海市立加木屋南小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめに対する基本的な認識

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校はいじめの防止に努めるとともに、子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立つことととらえる。

次代を担う子どもたちが、安心・安全な教育環境の中で「たくましく生きる力を育む」ためには、教育に携わる者すべてが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取組を充実させることが不可欠である。

子どもたちが安心して楽しく学び、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、地域から信頼される学校の実現を目指して、積極的にいじめ対策に取り組んでいかなければならない。

(2) いじめに対する基本姿勢

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめは絶対見逃さない、いじめは絶対許さない学校を目指し、次のような姿勢でいじめと向き合っていくこととする。

- ア いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- イ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ウ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

(3) 育てたい児童の力と教師の役割

児童が主体となって活動する場を設定し、自発的・自主的にいじめを考え、児童会・加南小議会を中心に、自ら改善に向けた取組を進められるよう支援・指導していく。

- ア 児童の行動指針「いじめ防止宣言」（年間、児童会）
- イ 活動の中心組織「いじめ防止啓発活動」（各月、児童会、全校）
- ウ 思いやりの気持ちを育てる「人権週間」の活動（12月、全校）
- エ いじめ防止強化月間の設置（6月・11月、全校）

2 いじめ防止対策組織について

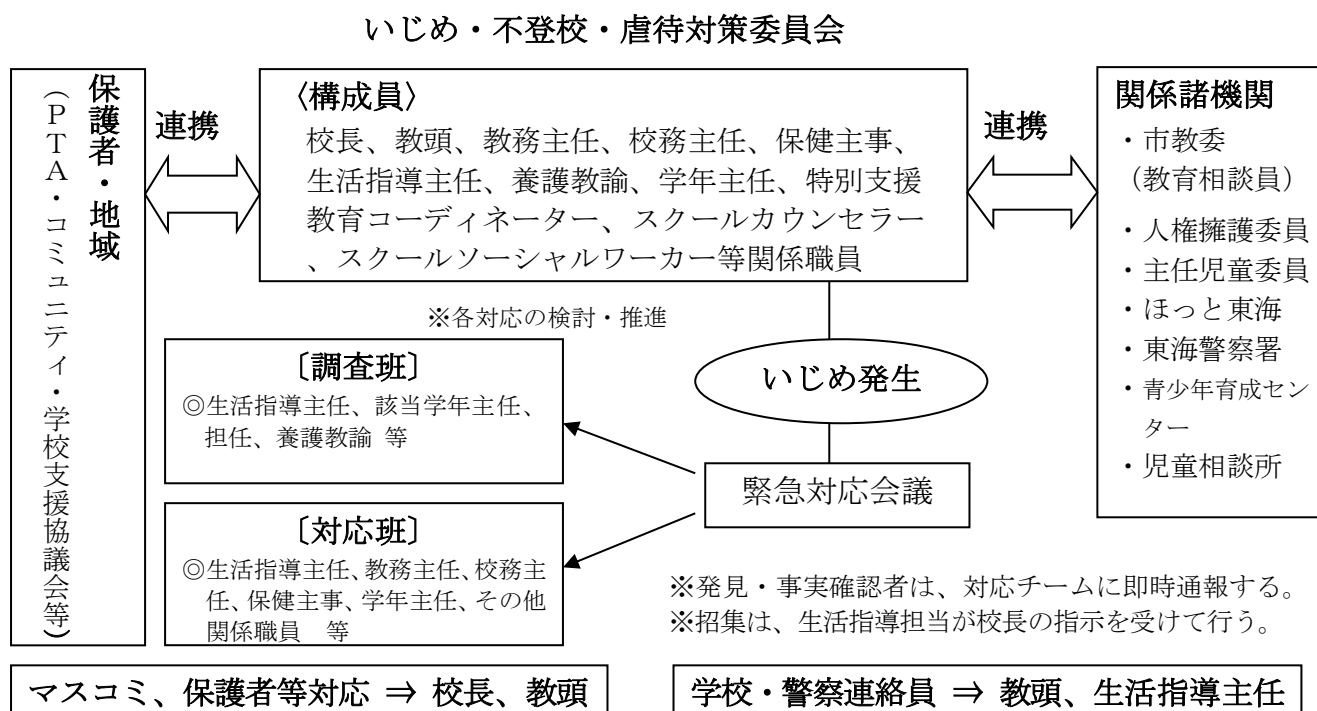
(1) 組織の名称

本校のいじめ防止対策組織を「いじめ・不登校・虐待対策委員会」として設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」において、気になる児童に関する情報交換を行う。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、養護教諭、保健主事、生活指導主任、関係教職員で構成し、必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(3) 組織図



(4) 組織の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ・運動会（10月、全校）・球技大会（各学年）・林間学習（8月、5年生）
 - ・修学旅行（10月、6年生）・なわとび大会（1月・各学年）

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。そのために、授業研究や現職教育を実施し、道徳教育の充実を図る。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- ・福祉体験教室（2学期、4年生）・いじめ未然防止授業（年2回以上・全校）
- ・人権週間（12月、全校）、性の指導（年間、各学年1回）

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

- ・情報モラル教室（6月、6年生）

オ いじめ・不登校・虐待対策委員会を年2回開き、情報の共有、活動についての反省、継続指導が必要な該当児童及び保護者への対応の検証等、発生した事案について共通理解を深めるとともに、委員会としての活動方針について確認をする。

- ・いじめ・不登校・虐待対策委員会（年2回：6月・11月）

（2）いじめの早期発見の取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

ア 児童の声に真摯に耳を傾ける。

- ・アンケート調査（5月、10月、1月・全校）
- ・教育相談（6月、11月、2月・全校）・日常の観察等

イ 児童の行動を注視する。

- ・教職員間の情報交換「ハートほっとタイム」職員会議後に不登校児童の情報交換を行う。全職員で不登校児童への対応や今後の手立てを考える。

問題行動・いじめ等が発生した場合は、早急に対応する。情報交換は毎週金曜日の朝の打ち合わせで行う。

ウ 事実関係を迅速に把握する。

調査班

- ・被害児童からの聞き取り
- ・加害児童からの聞き取り
- ・いじめが起きた集団等への聞き取り

⇒ 事実確認 ⇒ 認定について協議

●「いじめ」と認定した場合

対応班で、解決に向けた手順と役割分担を協議する。

○「いじめ」と認定しない場合

いじめと疑った根拠及び今後の措置・留意点について調査班・対応班で確認する。

重大事態と判断した場合

重大事態への対応へ

解決に向けた手順の確認と組織の役割分担

役割分担は、校長の指導の下で決定する。

- ・該当児童から再度詳細な聞き取りを行う方法と役割分担を決定する。
- ・該当児童に対するケアや指導の方法と役割分担を決定する。
- ・保護者及び児童以外の関係者に対する対応について決定をする。
- ・関係諸機関への連絡や連携体制について決定する。

 ●解決しない場合 ・以降は、関係諸機関等と連携を図りながら、管理職を中心に対応し、全教職員等には随時経過を報告する。 ・事件の原因、対応等を評価し、問題点を明確にして改善を図る。 ・児童全体のケア、指導を行う。	 ○解決した場合 ・対応状況を記録としてまとめ、未然防止策等について審議し、改善を図る。 ・関係児童に対するケアのためにカウンセリング等を実施する。 ・必要に応じて学級等関係集団のケア、指導を実施する。
--	---

(3) いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 「いじめの被害を訴えた児童や保護者」の心情に寄り添い、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

キ いじめに関する聴き取りやケース会議は、それぞれ書式様式を活用し、正確に記録する。また、記録はデータで保存する。

4 重大事態への対応について

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図（資料1）」に基づいて対応する。また、重大事態の調査を学校が行う場合は、「いじめ防止対策組織」を母体としつつ、事案に応じ、適切な専門家を加えるなどして対応する。調査結果については、いじめられた児童、保護者に適切に情報を提供するとともに、教育委員会へ報告する。

〈重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」第28条より）〉

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 学校の取組に対する見直し・検証について

「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PL

AN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。また、いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 保護者・地域への啓発

児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発を図るために、学校だよりやホームページ等を通して、随時いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

(2) 校内研修活動

いじめに対する教職員の情報共有・指導力向上を図るために、定期的に研修活動を実施する。

- ・インターネットを介して行われるいじめを防止するために、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。
- ・いじめを道徳教育・人権教育の一環として取り上げ、いじめに関わる資料の活用方法について研修し、指導に生かす。

(3) 見直し・更新

この基本方針については、いじめ・不登校・虐待対策委員会での協議などを踏まえ、必要に応じて見直し等を行うこととする。

附則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する

平成28年4月1日 一部改正

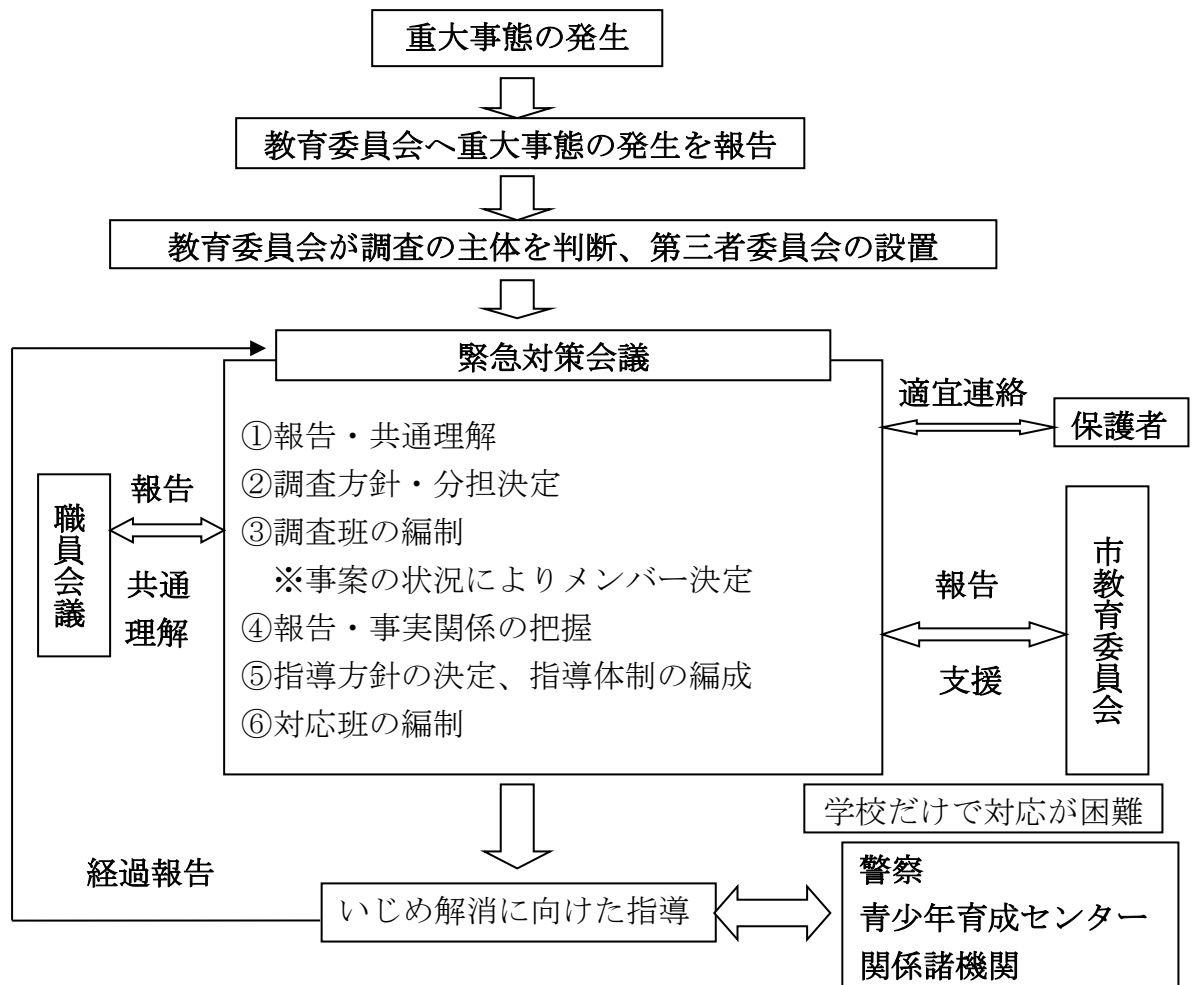
平成30年4月2日 一部改正

令和 2年4月2日 一部改正

令和 7年7月1日 一部改正

7 資 料

資料1 重大事態対応フロー図



※緊急対策会議とは、校長、教頭、調査班、対応班による組織

資料2 学校の取組と検証・見直しと年間計画

月	会議・啓発活動等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考
4月	・職員会議（共通理解）	・前年度振り返り	・ハートほっとタイム （教職員間の情報交換）	
5月		・異学年交流活動（ペア活動） ・いじめ防止活動企画立案 ・いじめ未然防止授業（全校）	・アンケート調査	
6月	・いじめ・不登校・虐待対策委員会	・いじめ防止強化月間①（全校） ・情報モラル教室（6年生） ・いじめ防止啓発運動（全校）	・教育相談①	
7月		・1学期いじめ防止活動振り返り	・民生児童委員学校連絡会 ・個人懇談会	
8月		・いじめ防止サミット ・林間学習（5年生）		
9月		・福祉体験活動（4年生）		
10月		・運動会（全校） ・修学旅行（6年生） ・学級ごとにいじめ防止活動企画立案（全校）	・アンケート調査	
11月	・人権週間（全校） ・学校評価アンケート ・いじめ・不登校・虐待対策委員会	・いじめ防止強化月間②（全校） ・いじめ未然防止授業（全校）	・教育相談②	
12月		・球技大会（各学年） ・人権週間（全校）	・個人懇談会	
1月		・いじめ防止活動年間振り返り ・いじめ未然防止授業（全校） ・なわとび大会（全校）	・アンケート調査 ・教育相談③	
2月		・いじめ防止サミット		
3月				